

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年六月四日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）マルイ久世アルティ店
所在地 真庭市久世字若王神二四一五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ
住所 津山市戸島八九三一一五
代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 一万百二十三平方メートル
(変更後) 四千八百二十一平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の収容台数

(変更前) 七十五台

(駐輪場一 二十台、駐輪場二 十台、駐輪場三 十五台、
駐輪場四 五台、駐輪場五 二十五台)

(変更後) 七十五台 (駐輪場一 六十台、駐輪場二 十五台)

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時

(変更後) 午前九時

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 株式会社天満屋ストア 午後九時 その他 午後八時

(変更後) 午後十時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分まで

エ 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 届出書添付図六建物配置図に記載のとおり

(変更後) 届出書添付図四建物配置図に記載のとおり

オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前七時から午後八時まで
(変更後) 午前六時から午後九時まで

4 変更年月日

平成二十二年七月二十九日

5 変更事項以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

ア 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三一一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

イ その他 (未定)

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 三百十七台

イ 荷さばき施設の面積 百八十八・五平方メートル

ウ 廃棄物等の保管施設の容量 五十六・三立方メートル

二 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十二年六月四日から平成二十二年十月四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部商工観光課